

大規模小売店舗の届出の取下げに関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定による届出のあった大規模小売店舗について、次のとおり当該届出の取下げがあった。

令和8年8月24日

鹿児島県知事 塩田康一

1 取下日

令和8年8月17日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

スーパーセンタートライアル大崎店

曾於郡大崎町大字菱田1469番 外

3 取り下げられた法第5条第1項の規定による届出の公告

大規模小売店舗の新設に関する公告（令和8年7月27日付け広告）